

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県熊毛郡田布施町

2 構造改革特別区域の名称

古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

山口県熊毛郡田布施町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 田布施町の概要

田布施町は山口県南東部に位置し、瀬戸内海に面している東西 8km、南北 15.2km、面積 50.35 平方 km ほどの大きさの町です。北西部は山岳地帯となっており、此の山岳に源をなす小河川が合流して田布施川となり、中央部を貫流し、南部の瀬戸内海に注いでいます。

南方海上 1,500m の位置に馬島という島があり、また北には田布施町飛地として小行司地区があります。町の中央部は平坦地で市街地をなし、J R 山陽本線田布施駅を中心に道路網が四方に放射しています。海岸線は国道 188 号線が東西に走行し、交通の便は良好なところです。気象は、温暖で降水量が少なく、日照時間の多い瀬戸内海型気候区に属しています。

また、山口県最古と推定される国森古墳、県下最大規模の巨石古墳である後井第 1 号墳をはじめ、弥生時代から古墳時代にかけての重要遺跡が数多く発見されており、歴史的遺産に恵まれた町でもあります。

人口は、昭和 30 年に合併した当時の人口が約 16,500 人で、その後の増減を経て、近年ほぼ同数で推移しています。このことは、過疎や人口減少の悩みを抱える小規模自治体の中では少ない例であり、田布施町の良好な居住環境の一面を表しているともいえます。

(2) 特区の必要性

田布施町では、豊かな自然環境に恵まれた中、昔より盛んに作られてきた米や、いちご、出荷量が県内トップクラスであるいちじくなどが町内で生産されています。また地産地消の流れの中で、平成 14 年には田布施町内で収穫された野菜や果物などを販売する施設「田布施地域交流館」がオープンし、「生産者がわかるので安心して購入できる」と多くの買い物客で賑わい、町内外の人々との交流の場になっています。このように昨今の地産地消に対する期待が高まりを見せる中で、どぶろくや果実酒という新しい食の地元資源が加わることは、交流人口のさらなる増加を促進し、農産物の消費拡大が期待されるとともに、町内外の住民の交流により、地域における一層の活性化が図られます。

5 構造改革特別区域の意義

田布施町を含む平野部では、安土・桃山時代に毛利輝元の命により始まった開作が江戸時代初期まで続き、これにより「田布施田どころ米どころ」と言われるほど農業が盛んな地域

となりました。しかし近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、消費者の食生活の変化や多様化による米の消費量の減少などにより、農業の衰退に歯止めがかからない状況です。

このように農業をとりまく環境が厳しい中であっても、田布施町内では、前述の田布施地域交流館に農産品を出荷する農家や、農事組合法人を設立し地域が一体となって農業に取り組んでいる農家、また「エコやまぐち 100 (※)」の認定を受けた農家などが、消費者に安心して食べてもらうことができる米や野菜などの農産物を生産しています。また、古墳が多い地域の特色を生かし、赤米や黒米などの古代米の生産に取り組んでいる農家もあります。

今回、規制の特例措置を活用した「古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区」により、米どころとしての田布施を町外にPRできるとともに、町民にとっては、地元産米の新たな需要の掘り起こしや、歴史ある地域文化や地域資源への理解、地域文化の伝承や、地産地消の推進、農業所得の向上が期待されます。

(※)「エコやまぐち 100」

山口県内で生産される農産物のうち、化学農薬・化学肥料を使用しないで栽培された農産物や、通常の栽培方式に比べて、化学農薬と化学肥料の使用量を 50%以上減らした農産物及びそれらを主原料とした農産加工品を認証する山口県独自の制度

6 構造改革特別区域計画の目標

田布施町は、神籠石で知られる石城山やその山麓に源を発する田布施川、おだやかな瀬戸内海など、美しい自然環境に恵まれ、米やいちご、出荷量が県内トップクラスであるいちじくなど良質な農産物や、古代の歴史を今に伝える史跡をはじめとした歴史遺産など、豊かな地域資源を数多く有しています。また、江戸時代、藩の経済を支えた「防長四白（米・塩・蠟・紙）」のうち、「田布施田どころ米どころ」と言われるまでの物成を誇った米、瀬戸内海に面した塩田で生産された塩、現在、山口県指定天然記念物である「宿井のハゼノキ」に生産の面影をのこす蠟などの産物がこの田布施の地で生産されていました。現在、地域資源を再認識する動きとして、ハゼの実ロウを復活するグループによる「たぶせハゼの実ろうそくまつり」などイベントの開催や、赤米や黒米などの古代米を生産する農家の取り組みなどがあります。

今回、「古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区」による新たな取り組みも加え、これらの地域資源を有効に活用することにより、あらたな産業や農業、観光のさらなる可能性が見出され、地域の活性化が図られます。

また、田布施町は地産地消に積極的に取り組んでいる地域であり、こうした地域において、自らの生産した米を原料としたどぶろくや果実酒、地域で生産された食材による料理を提供することは、本町の新鮮で安全な食材と豊かな恵みを実感していただくことにもなり、広く本町の魅力を伝えることができます。また、このような情報発信などにより、観光での来訪者がリピーターとして田布施町への愛着を持っていただけるようになれば、町民自らが地域に愛着と誇りを感じる機会にもなり、さらなる都市と農村との交流が促進されるものと期待されます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで田布施町では、地産地消と交流をテーマとした「田布施地域交流館」が核となり、多くの来訪者で賑わってきました。しかしながら、近隣市町においても同様の施設が開設され、一層地域間競争が激しくなるものと予想されます。このような状況において、どぶろくや果実酒の提供が可能になる本構造改革特別区域計画による規制の特例措置は、他の施設との差別化による来客数の増加が期待され、米や地場産物の消費拡大による、農業所得の向上も期待されます。

○新規起業

自家製による酒類製造業の起業が期待される。

自家製による酒類製造件数	現在	22 年度目標	23 年度目標
	0 件	1 件	2 件

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域計画において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

PR活動推進事業

報道機関などへの情報提供を行うとともに、ホームページを活用した情報の提供を行うことで、一般家族の誘客を促進し、広報の活用を行うことにより、町内外へ向けての周知を図ります。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

田布施町全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

田布施町の既存の地域資源と特定酒類を活用した都市と農村との交流を促進し、地域の活性化を図るために、「古代の歴史ロマン薫る米どころ田布施どぶろく特区」内で、自己の営業場において酒類を飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類を製造して提供します。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため特定酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の特例措置を講じます。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料として特定酒類を製造する場合において、製造免許に係わる最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となります。

このことは、来客者に特定酒類を提供することが可能となることから、都市と農村の交流における誘客の促進が図られ、農村文化の再現による地域文化の伝承や、地産地消の推進、農業所得の向上など、地域の活性化に寄与するものであります。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされます。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行っていきます。